

岡山県備中県民局草刈作業環境整備費補助金 概要

趣旨

草刈作業への参入を目指す就労継続支援事業所(以下「事業所」という。)に対し、草刈作業への参入を促進するため、環境整備に要する費用を助成する。

対象

次のいずれかに該当する事業所

- 1 備中県民局管内に所在する事業所で当該年度又は前年度に備中県民局が実施した草刈作業実践研修に参加した事業所
- 2 備中県民局管内に所在する事業所で事業所指導員が刈払機取扱者安全衛生教育を受講済であり、かつ草刈作業への参入後1年以上経過している事業所

対象経費

次の対象経費の2分の1の額とし、最大40万円

- ・刈払機
- ・作業時に使用する衣服
- ・すねあて
- ・防振グローブ
- ・空調服
- ・ゴーグル
- ・刈刃
- ・草刈機材借上料
- ・混合油
- ・刈払機取扱者安全衛生教育受講費
- ・保険料
- など

※物品購入は10万円未満のものに限る

※種類ごとの購入数等上限あり

要件

次の全ての要件を満たすこと

- 1 「誓約書」に記載されている事項に該当しないこと
- 2 県税の滞納がないこと
- 3 補助金交付決定後に草刈作業に参入し、新規案件を1件以上受注し、収入を得る見込みがあること

申請期間

令和8年6月19日(金)～令和8年7月21日(火)

詳細は、交付要綱をご覧ください。なお、申請様式等は後日当課ホームページに掲載します。

補助金関係Q & A

Q1 要綱第2条2号に該当する事業所であることを証明する書類は必要か。

A1 必要です。当該年度又は前年度に備中県民局が実施した草刈作業実践研修を受講していない場合は、「刈払機取扱者安全衛生教育受講証」の写しを補助金申請時に提出してください。

Q2 事業所の振込口座がない場合の補助金の振り込みはどうなるか。

A2 事業所の振込口座がない場合は、振込委任状を提出いただき、受任者を法人代表者としてください。委任される場合は様式をお示しますので、事前にご連絡ください。

Q3 要綱別表2の上限を超える申請は認められないか。

A3 原則認められません。ただし、参入計画書を審査の結果、その内容が妥当と認められる場合は申請可能です。

Q4 交付決定を受けた年度内に受注実績がなければ、補助金は交付されないか。

A4 報告期限を別途お示しする実績報告書の提出の際に、受注実績が確認できなければ、支払いできません。本補助金の趣旨が、草刈作業への参入促進であることを御理解のうえ、草刈作業の受注に努めてください。

Q5 受注実績を証明する書類は必要か。

A5 必要です。支払を受けたこと分かる領収書や通帳の写しを実績報告書と併せて提出してください。ただし、共同受注窓口倉敷から受注額の分配を受けた場合は、県民局で把握できるため、証拠書類の提出は不要です。

Q6 すでに草刈作業に参入している事業所は申請して良いか。

A6 すでに参入している事業所であっても、新たに利用者さんを育成し受注拡大を目指す事業所であって、要綱第2条各号のいずれかに該当する事業所であれば、申請は可能です。ただし、新規案件の受注実績がなければ、補助金の支払いはできません。